

○ 電気設備が設置されている部分等における消火設備の取扱いについて
(図 解)

1 電気設備が設置されている部分

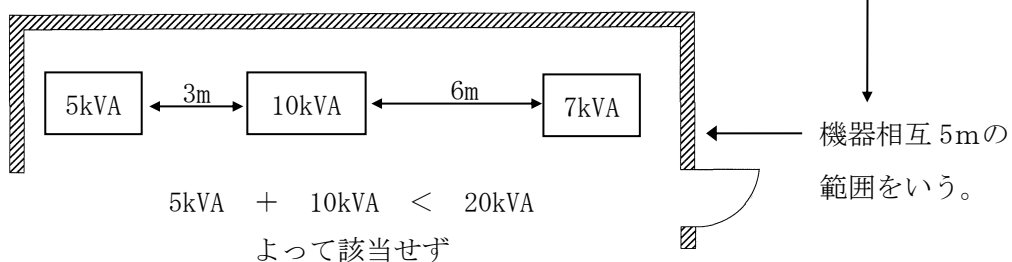
(1) 電気設備

- ・ 発電機
- ・ 変圧器
- ・ その他これらに類する電気設備 ⇒ 「リアクトル等」という。

リアクトル、電圧調整器、油入コンデンサー
油入遮断器、計器用変成器等

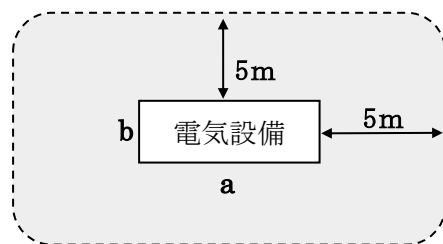
ただし、次のものは該当しない。

- 配電盤又は分電盤
- リアクトル等で油類を使用せず可燃性ガスの発生のおそれのないもの
- リアクトル等の容量が、20kVA 未満（同一場所合計）



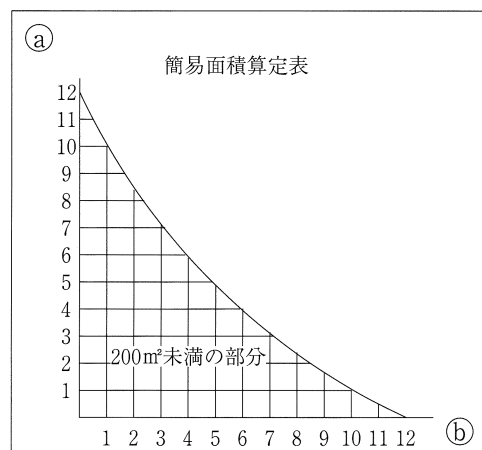
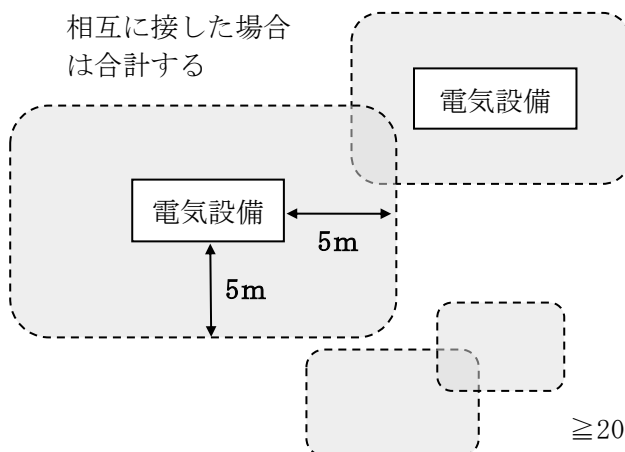
(2) 電気設備が設置されている部分の床面積

ア 据え付け部分の周囲水平距離 5mの範囲



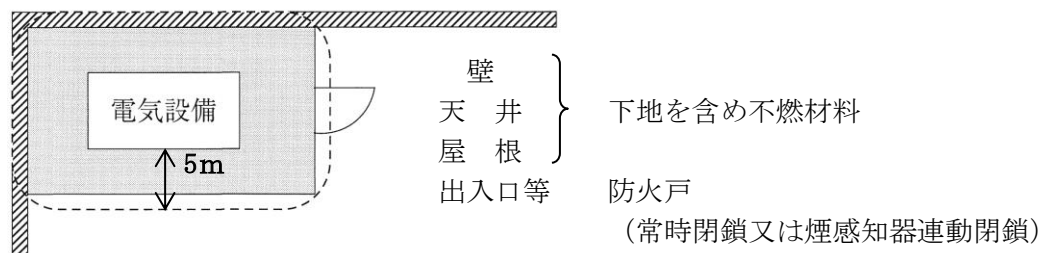
面積算定 $ab + 10(a + b) + 25\pi$

相互に接した場合は合計する



≥ 200 m²……該当

イ 下地を含め不燃材料で区画されている場合  部分の面積による。



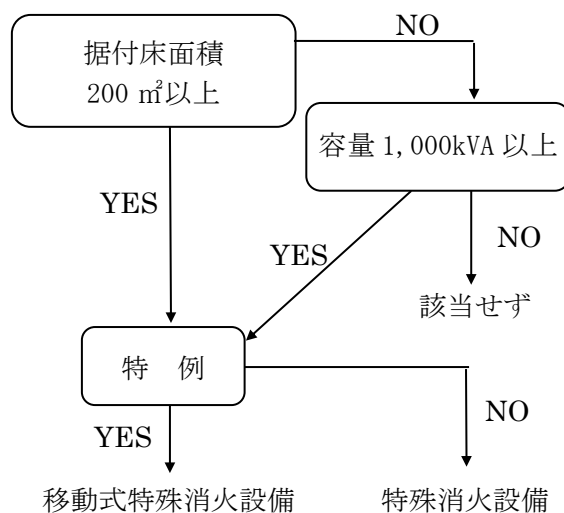
◇特 例◇ (令第 32 条)

移動式の特殊消火設備とすることができる場合（警備員等が常駐するものに限る。）

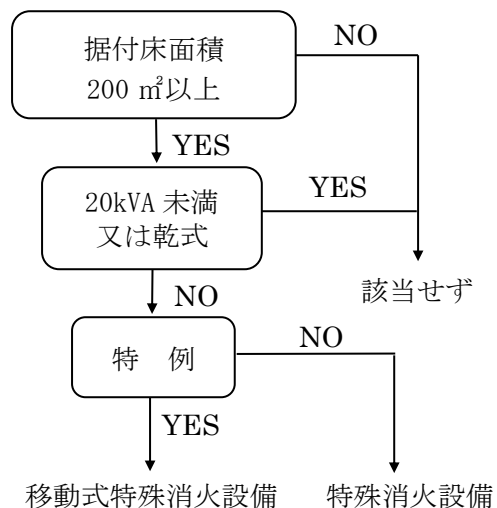
- ① 密封方式の電気設備で 15,000KVA 未満のもの
- ② 密封方式の OF ケーブル油槽
- ③ 1,000KVA 未満の容量のもの
- ④ キュービクル式自家発電設備（昭和 48 年消防庁告示第 1 号）
- ⑤ キュービクル式非常電源専用受電設備（昭和 50 年消防庁告示第 7 号）
- ⑥ 発電機、変圧器で冷却絶縁のための油類を使用せず可燃性ガスの発生のおそれのないもの

※ ケーブルが多条布設されるものにあつては、当該ケーブルに延焼防止上有効な措置を施したものに限る。

発電機、変圧器の消火設備の
フローチャート



リアクトル等の消火設備の
フローチャート



2 鍛造場等多量の火気を使用する部分

(1) 鍛造場等

- ・鍛造場
- ・ボイラー室
- ・乾燥室
- ・その他多量の火気を使用する部分

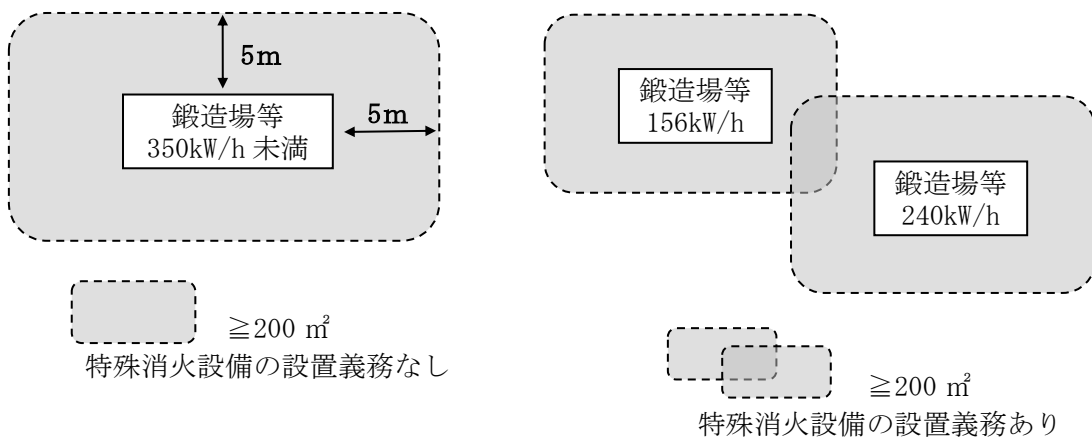
→ 金属溶解設備、給湯設備、温風暖房設備、暖房設備等

(2) 鍛造場等が設置されている部分の床面積

1 (2)「電気設備が設置されている部分の床面積」の算定基準による。

(3) 最大消費熱量の合計

毎時 350 k W以上（鍛造場等が設置されている範囲の合計）



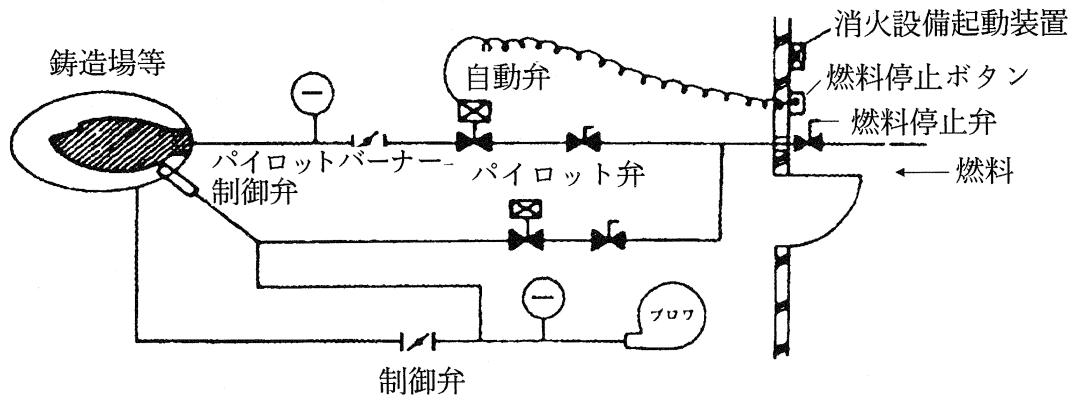
最大消費熱量 350kW/h の燃料消費量

都市ガス (13A)	27.3 m ³	発熱量	12.8kW/m ³
L P ガス	12.5kg	〃	14.0kW/kg
重 油	28.7ℓ	〃	12.2kW/ℓ
灯 油	29.7ℓ	〃	12.0kW/ℓ

(4) 燃料の停止方法

可燃性ガス、液体燃料を使用するものは消火剤放射前に停止する構造とする。

消火設備が自動式のもの → 自動燃料停止装置



◇特 例◇ (令第 32 条を適用)

- ・ 移動式の特殊消火設備とすることができる場合

- ① 鑄造場
- ② 金属溶解設備

- ・ 移動式の特殊消火設備の消火剤の量

不活性ガス消火設備 → 一のノズルにつき 90kg 以上の量 (15m以下で包含)

ハロゲン化物消火設備 → 一のノズルにつき 45kg 以上の量 (20m以下で包含)

(ハロン 1301)

第三種粉末消火設備 → 一のノズルにつき 30kg 以上の量 (15m以下で包含)